

# 青森県報

第三千六十七号

平成二十一年  
四月三日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定……………(環境政策課) ……一  
 漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出……………(下北地域局) ……一  
 公 告

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……二  
 右 同……………(同) ……二

建設業者の許可の取消し……………(中南地域局) ……二  
 右 同……………(同上北地域局) ……二

### 雑 報

平成二十年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補  
 正予算(第二号)ほか四件及び平成二十一年度青森県新産  
 業都市建設事業団一般管理会計予算ほか五件の要領……………(新産業都市建設事業団) ……三

## 告

## 示

青森県告示第二百五十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の  
 十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定

するので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十一年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	埋 立 地 の 区 分	指 定 区 域
産業廃棄物の最終処分場(管理型)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第一号	八戸市南郷区大字島守字ウツキ沢四の二の一部、四の四の一部、同市南郷区大字島守字ケト森五の八の一部、五の〇の一部

青森県告示第二百五十一号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるとの届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 の名称	届 出 事 項	期 間	場 所
白 糠	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	指 定 漁 船 調 査 の 縦 覧	
	下北郡東通村大字白糠字浜通一三四番地 東 田 義 廣	平成二十一年 四月三日から 同月十七日ま	白糠漁業協 同組合
	下北郡東通村大字白糠字向流下一番地 遠 山 一 雄		
	下北郡東通村大字白糠字鳥ノ沢三番地二 伊 勢 田 啓 吉		
小田野 地	下北郡東通村大字小田野沢字浜通七七番 二 本 柳 勝	同右	小田野沢漁 業協同組合
沢	下北郡東通村大字小田野沢字畑浦二番		

地  
川 村 敏 博  
下北郡東通村大字小田野沢字中川目五五番地三四二  
川 口 克 忠

公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十一年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
十和田市大字相坂字上前川原七六、七六の二、七六の三、七八、七八の二、七九、七九の二、八〇、八〇の二、八〇の三、八二の二、八二の二及び八二の六から八二の八まで	十和田市大字相坂字小林八四の一四 上北農産加工農業協同組合

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十一年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

十和田市大字三本木字千歳森二八五の  
一から二八五の七まで、五三六の二及  
び五八〇の三

十和田市東二十三番町一の一  
株式会社 創建ホーム

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 工藤内装
- 二 氏名 工藤 久義
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市大字浅瀬石字桜田五五の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第二〇〇三二六号
- 五 取消年月日 平成二十一年三月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十一年三月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 太陽建設株式会社
- 二 代表者の氏名 高田 武美
- 三 主たる営業所の所在地 七戸町字鉢森平八二の七

雑 報

青森県事業団公告第一号

平成二十一年三月青森県新産業都市建設事業団理事会第百八十一回定例会の議を経た平成二十年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算(第二号)ほか四件及び平成二十一年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算ほか五件の要領を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成二十一年四月三日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第一 九一六号
- 五 取消年月日 平成二十一年三月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、建築、管、ほ装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十一年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

平成20年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算(第2号)

平成20年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,325千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 23,304	千円 21	千円 23,325
	1 臨海収入	14,232	20	14,252
	2 市川収入	9,069	0	9,069
	3 百石収入	3	1	4
歳入合計		23,304	21	23,325

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業支出		千円 23,304	千円 21	千円 23,325
	1 臨海事業費	14,232	20	14,232
	2 市川事業費	9,069	0	9,069
	3 百石事業費	3	1	4
歳出合計		23,304	21	23,325

## 平成20年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算（第1号）

## (総 則)

第1条 平成20年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

## (収益的収入及び支出)

第2条 平成20年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 事業収益	270,893千円	260,554千円	10,339千円
第1項 営業収益	260,940千円	260,940千円	0千円
第2項 営業外収益	9,953千円	386千円	10,339千円
支 出			
第1款 事業費用	90,549千円	87,683千円	2,866千円
第1項 営業費用	90,075千円	87,683千円	2,392千円

## (資本的収入及び支出)

第3条 平成20年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算第3条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
支 出			
第1款 資本的支出	3,000,000千円	3,000,000千円	0千円
第1項 長期借入金償還金	3,000,000千円	3,000,000千円	0千円

## 平成20年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算（第1号）

## (総 則)

第1条 平成20年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

## (収益的収入及び支出)

第2条 平成20年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 事業 収 益	79,963千円	79,911千円	52千円
第1項 営 業 収 益	79,956千円	79,956千円	0千円
第2項 営 業 外 収 益	7千円	45千円	52千円
支 出			
第1款 事業 費 用	118,282千円	33,425千円	84,857千円
第1項 営 業 費 用	43,625千円	43,394千円	231千円
第2項 営 業 外 費 用	74,657千円	9,969千円	84,626千円

## 平成20年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算 (第1号)

(総 則)

第1条 平成20年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成20年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 事業 収 益	148,806千円	40,185千円	108,621千円
第1項 営 業 収 益	48,710千円	40,196千円	8,514千円
第2項 営 業 外 収 益	100,096千円	11千円	100,107千円
支 出			
第1款 事業 費 用	37,886千円	30,194千円	7,692千円
第1項 営 業 費 用	37,790千円	30,194千円	7,596千円

## 平成20年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算 (第1号)

(総 則)

第1条 平成20年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成20年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 事業 収 益	429,546千円	50,497千円	480,043千円
第1項 営 業 収 益	429,540千円	47,538千円	477,078千円
第2項 営 業 外 収 益	6千円	2,959千円	2,965千円
支 出			
第1款 事業 費 用	328,486千円	110,206千円	438,692千円
第1項 営 業 費 用	270,570千円	99,868千円	370,438千円
第2項 営 業 外 費 用	57,916千円	10,338千円	68,254千円

(資本的収入及び支出)

第3条 平成20年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算第3条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
支 出			
第1款 資本的支出	30,000千円	30,000千円	0千円
第1項 用地造成事業費	30,000千円	30,000千円	0千円

## 平成21年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算

平成21年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,082千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 7,572
	1 負担金	7,572
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰入金		6,815
	1 繰入金	6,815
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		19,693
	1 預金利子	1
	2 会館管理収入	19,692
歳 入	合 計	34,082

## 歳 出

款	項	金 額
1 事業団費		千円 34,082

	1 事 業 団 運 営 費	34,082
歳 出	合 計	34,082

## 平成21年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計予算

平成21年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,591千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 事 業 収 入		千円 19,591
	1 臨 海 収 入	12,641
	2 市 川 収 入	6,947
	3 百 石 収 入	3
歳 入	合 計	19,591

## 歳 出

款	項	金 額
1 事 業 支 出		千円 19,591
	1 臨 海 事 業 費	12,641
	2 市 川 事 業 費	6,947
	3 百 石 事 業 費	3
歳 出	合 計	19,591

## 平成21年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成21年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	518,950千円
第1項 営業収益	260,940千円
第2項 営業外収益	258,010千円

支 出	
第1款 事業費用	113,459千円
第1項 営業費用	113,075千円
第2項 営業外費用	384千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出	
第1款 資本的支出	3,000,000千円
第1項 長期借入金償還金	3,000,000千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、7,140,000千円と定める。

平成21年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成21年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	79,963千円
第1項 営業収益	79,956千円
第2項 営業外収益	7千円

支 出	
第1款 事業費用	105,092千円
第1項 営業費用	43,625千円
第2項 営業外費用	61,467千円

(一時借入金)

第3条 一時借入金の限度額は、4,320,000千円と定める。

平成21年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成21年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	148,779千円
第1項 営業収益	48,710千円
第2項 営業外収益	100,069千円



支 出	
第1款 事業費用	37,859千円
第1項 営業費用	37,790千円
第2項 営業外費用	69千円

(一時借入金)

第3条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

平成21年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成21年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	429,546千円
第1項 営業収益	429,540千円
第2項 営業外収益	6千円

支 出	
第1款 事業費用	302,927千円
第1項 営業費用	262,469千円
第2項 営業外費用	40,458千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出	
第1款 資本的支出	30,000千円
第1項 用地造成事業費	30,000千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、3,030,000千円と定める。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭